



平成 30 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 望 月 圭 一 郎
(コード番号：9612 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 健 太 郎
(TEL 03-3377-9331 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 3 月 29 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的に所要の変更を加えるものであります。
- (2) 第 29 条（取締役の責任免除）において、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、取締役会の決議によって法令の限度において損害賠償責任を免除することができる旨の規定及び取締役（業務執行 取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
なお、第 29 条については、各監査等委員の同意を得ております。
- (3) 第 31 条（常勤の監査等委員）において、監査等委員会におけるモニタリング機能の強化等のため、常勤の監査等委員をおくことができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他、一部字句の修正、不要な規定の削除、条項の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1.～5. (条文省略)	1.～5. (現行どおり)
(新設)	<u>6. 環境に係る水、空気等の浄化処理装置の設計、施工、販売</u>
<u>6. 建築工事業及びそれに伴う室内装飾の工事請負</u>	<u>7. 建築工事、土木工事、設備工事、室内装飾工事の請負及び請負に関する企画、調査、設計、監理</u>
<u>7. 廃棄物処理機器の設計、施工、販売</u>	<u>8. 廃棄物処理機器の設計、施工、販売</u>
(新設)	<u>9. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集及び処理業</u>
(新設)	<u>10. 肥料及び堆肥の製造、販売</u>
<u>8. 環境に係る水、空気等の浄化処理装置の設計、施工、販売</u>	(削る)
<u>9. 総合リース業</u>	(削る)
<u>10. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の企画、調査設計、展示、制作及び施工、監理の請負</u>	<u>11. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の企画、調査、設計、展示、制作及び施工、監理の請負</u>
<u>11. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の展示装置機械設備（音響・映像等）、情報伝達装置等の設置及びそれに付随するソフトの制作</u>	<u>12. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の展示装置、機械装置（音響・映像等）、情報伝達装置等の設置及びそれに付随するソフトの制作</u>
<u>12. 前各号に掲げたる商品及び設備のレンタル業</u>	<u>13. 前各号に掲げたる商品及び設備のレンタル業</u>
<u>13. 前各号に掲げたる商品及び設備の割賦販売の斡旋並びに代行業務</u>	<u>14. 前各号に掲げたる商品及び設備の割賦販売の斡旋並びに代行業務</u>
<u>14. 前各号に掲げたる商品の輸出入</u>	<u>15. 前各号に掲げたる商品の輸出入</u>
<u>15. 前各号に掲げたる商品及び設備のメンテナンス業</u>	<u>16. 前各号に掲げたる商品及び設備のメンテナンス業</u>
<u>16. 建築、土木、設備工事の請負に関する企画、調査、設計</u>	(削る)
<u>監理</u>	
<u>17. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理</u>	17. 不動産の売買、仲介、斡旋
(新設)	<u>18. プロパティマネジメント事業</u>
(新設)	<u>19. ビルマネジメント事業</u>
<u>18. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集及び処理業</u>	(削る)
<u>19. 肥料及び堆肥の製造、販売</u>	(削る)
(新設)	<u>20. 総合リース業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>20. 損害保険の代理業</u></p> <p><u>21. IT ソリューションの制作・販売並びに賃貸</u></p> <p><u>22. 情報処理サービス並びに情報提供サービス</u></p> <p><u>23. 不動産に係るサブリース業</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>24. 上記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.～3. (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。</u></p> <p>(4) <u>単元未満株式の売渡しを請求する権利。</u></p>	<p><u>21. 損害保険の代理業</u></p> <p><u>22. IT ソリューションの制作、販売並びに賃貸</u></p> <p><u>23. 情報処理サービス並びに情報提供サービス</u> (削る)</p> <p><u>24. インターネット、携帯情報端末機を使用した広告及び通信販売業務</u></p> <p><u>25. 加工食品・酒類・飲料水・調味料等の食品の輸出入及び販売</u></p> <p><u>26. 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の<u>売渡請求</u>)</p> <p>第9条 当会社の株主は、<u>株式取扱規定</u>に定めるところにより、その<u>株主が有する単元未満株式</u>の数と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売渡す</u>ことを請求することができる。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は法令<u>または本定款のほかに取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会の定める順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は<u>代理権を証する書面</u></p>	<p>(単元未満株式の<u>買増し</u>)</p> <p>第9条 当会社の株主は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式</u>の数と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売り渡す</u>ことを請求することができる。</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株式取扱規則)</u></p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は本定款のほかに</u>取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集<u>権</u>者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し</u>、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は<u>本定款に別段の定めがある</u>場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(株主総会の議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使</u>することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明す</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 22 条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集及び議長）</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></u></p> <p>第 24 条～第 28 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>る書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 22 条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></u></p> <p>第 24 条～第 28 条（現行どおり）</p> <p>（<u>取締役の責任免除</u>）</p> <p><u>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>
<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>（<u>監査等委員会の権限</u>）</p> <p><u>第 29 条 監査等委員会は、法令又は本定款に定めのある事項を決定するほか、<u>その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></u></p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第 30 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>（削る）</p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第 30 条（現行どおり）</p> <p>（<u>常勤の監査等委員</u>）</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、<u>その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査等委員会規則) 第 <u>31</u> 条 (条文省略) <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> 第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)	(監査等委員会規則) 第 <u>32</u> 条 (現行どおり) <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> 第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 30 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生時

本議案可決時

以 上